

## 新型コロナウイルス対策本部会議（第14回）

決定事項（令和2年6月22日）

### 第13回本部会議決定事項への追記及び変更点

#### (1) 市民および県内事業所の方への周知について

政府の基本的対処方針等で示されている移行期間が、6月19日から次の段階へとステップアップすることに伴い、和歌山県より市民の皆様、県内事業所の皆様に出されていまして要請事項が全て解除となりましたが、今後も持続的な対策が必要となることから、全業種でガイドライン等による感染予防の徹底にご理解ご協力をお願いするとともに市民の皆様にも同様にお願いし、速やかにホームページ等で分かりやすく公表することとします。

#### (2) イベントや会議、公共施設の利用制限について

7月1日以降については、「イベント開催制限の段階的緩和の目安」を基に段階的に移行し、施設ごとに定めたガイドラインに基づき運用するとともに再規制する場合についても同様とする。

(3) 市役所における感染拡大防止への取り組みについて

引き続き感染防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとします。

職場においては、原則マスクを着用することとします。また、窓口業務での感染拡大防止のため、ビニールカーテン等の飛沫感染対策は継続することとする。

(4) 市職員の健康管理について

全職員は、橋本保健所管内での新型コロナウイルス感染症について、公表される情報を注視しておくこと。

PCR 検査が陽性になった方と濃厚接触が確認された職員については保健所の指示に従う。なお、感染の可能性があると思われる職員について、この対応に係る関係所属長は必ず職員課及び所属部長へ報告することとする。

(5) 熱中症対策について

気温が高くなる時期を迎えるにあたり、熱中症対策が必要となつて来るが、今年新型コロナウイルスの感染予防として「新しい生活様式」が求められており、マスク着用による新たな熱中症が懸念され

る。職員においては、厚生労働省が示している熱中症予防行動を実践し日々の健康管理に万全を期するようお願いいたします。

なお、所属長においては、職場における熱中症対策を講ずるほか、屋外での熱い時間帯の作業を避ける工夫をし、必要があれば時差出勤やワークシェアを行うなど、勤務に柔軟な対応をすることとする。

※念のため濃厚接触が確認された方と接触した職員は、自宅待機をし、健康状態をその時点から1週間遡り記録を提出することとする。

また、全職員の出勤前の検温は継続することとする。

※上記決定事項は、新たな感染者（クラスター含む）の発生状況により、変更する場合がある。